

災害福祉活動に関する相互連携協定書

大野市（以下「甲」という。）、社会福祉法人大野市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及びライオンズクラブ国際協会 334-D 地区 5R1Z 大野ライオンズクラブ（以下「丙」という。）は、被災地域（第1条に規定する被災地域をいう。）において、甲及び乙が主体的に取り組む福祉・ボランティア活動（以下「災害福祉活動」という。）に関し、相互の連携に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福井県大野市の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、かつ、被災し、又は被災する恐れのある地域（以下これらを「被災地域」という。）において、災害福祉活動を迅速かつ効果的に進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の種類及び程度）

第2条 この協定が想定する「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 この協定が想定する「災害の程度」は、災害により多くの人的又は物的な被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の日常生活に大きな支障が生じるときとする。

（支援の要請及び内容）

第3条 甲及び乙は、丙に対して災害福祉活動の支援に関する情報を提供するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる支援を要請するものとする。

- (1) 被災地域における災害福祉活動に対する人的な支援
- (2) 被災地域における災害福祉活動に必要な資金、物品、資機材等の提供又は貸与
- (3) 災害ボランティアセンターが行う災害救援活動に対する前2号に掲げる支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害福祉活動に必要な支援

2 丙は、甲及び乙からの情報提供を踏まえて支援の内容を検討するとともに、前項に掲げる支援要請があった場合は、必要な連絡及び調整を行うこととし、その内容等は、甲、乙及び丙が協議のうえ、その都度決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、事前に丙に対する支援要請の内容等を調整しておかなければならない。

3 第1項の支援要請手続は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭で要請することができることとし、当該要請の後、速やかに書面を提出するものとする。

（臨機の対応）

第4条 丙は、前条の規定により甲及び乙から支援の要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲及び乙に対する支援を行うものとする。ただし、通信の途絶等により甲及び乙が、丙に対して要請を行うことができないときは、丙は、甲又は乙の要請を待たず、状況に応じた自主的な判断で支援を行うことができる。

（支援の表示）

第5条 甲及び乙は、第3条による支援を受けて災害福祉活動を行うにあたっては、丙の支援を受けていることを表示するための措置を講じるものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を行った丙が負担するものとする。

（連絡担当窓口）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく要請及び支援を円滑に行うため、甲、乙及び丙それぞれ連絡担当窓口を常設し、毎年7月1日現在で次に掲げる事項を書面により共有するものとする。

- (1) 連絡担当窓口の名称又は担当部署及びその連絡先
- (2) 連絡担当窓口の責任者及び担当者の役職名及び氏名

（平常時の連携）

第8条 甲及び乙は、平常時から災害福祉活動に関する情報の収集及び整理に努め、必要に応じて、丙に提供するものとする。

2 甲、乙及び丙は、必要に応じて、災害福祉活動の普及・啓発に協働して取り組むものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から起算して3年とし、当該期間が満了する2か月前までに甲、乙又は丙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、さらに3年延長されたものとする。それ以後についても、同様とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲・乙・丙が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年8月31日

甲 福井県大野市天神町1番1号

大野市長

石山志保



乙 福井県大野市天神町1番19号

社会福祉法人大野市社会福祉協議会

会長

齊藤康文



丙 福井県大野市天神町1番19号

ライオンズクラブ国際協会 334-D 地区
5R1Z 大野ライオンズクラブ

会長

藤塙規行

